

自動車損害共済業務規程施行細則

〔制 定〕	平成27年2月18日
〔一部改正〕	平成28年4月1日
〔一部改正〕	平成28年10月1日
〔一部改正〕	令和2年1月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、自動車損害共済基本業務規程（以下「基本業務規程」という。）

第38条及び自動車損害共済総合業務規程（以下「総合業務規程」という。）第45条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

(歩行補助車等)

第2条 基本業務規程第2条第2号及び総合業務規程第2条第2号において、自動車に該当しないものとして規定する「歩行補助車等」は、道路交通法施行規則（昭和35年政令第270号）第1条に規定されているものをいう。

(車両見積価額)

第3条 基本業務規程第2条第4号及び総合業務規程第2条第4号に規定する車両見積価額は、取得価額（1万円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）から経過年数による減価額を差引いた額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、共済期間の始まる月が自動車の取得の月又はその翌月であるときは、自動車の取得価額をもって当該自動車の車両見積価額とする。

2 前項に規定する自動車（営業用乗合自動車を除く。）の減価額は、耐用年数を6年、最終残価額を取得価額の100分の10に相当する額とする定額法により算出する。ただし、消防自動車については、耐用年数10年、最終残価額を取得価額の100分の10に相当する額とする定額法により算出することができる。

3 営業用乗合自動車の減価額は、耐用年数を5年、最終残価額を取得価額の100分の10に相当する額とする定率法により算出する。

4 第1項及び第2項の規定により算出した自動車の車両見積価額が取得価額の100分の20未満となるときは、取得価額の100分の20に相当する額を当該自動車の車両見積価額とすることができる。ただし、塵芥自動車を除く。

(基準責任額未満の車両見積価額)

第4条 前条の規定により算出した自動車の車両見積価額が基本業務規程及び総合業務規程別表 自動車損害共済基金分担金基率表 第3 1. 車両共済の基率表に定める当該自動車の車両区分の基準責任額（以下「基準責任額」という。）に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該自動車の車両区分の基準責任額をもって車両見積価額とする。

（自動車の取得価額）

第5条 第3条に規定する取得価額とは、自動車の購入価額又は当該自動車と同一の車種の市場価額等を基準として見積った価額とする。

2 前項の取得価額を、初度登録の新車価額を基準に算出する場合は、初度登録年月を取得した月と読み替える。

（経過年数）

第6条 第3条第1項に規定する経過年数は、取得の月の翌月から起算して共済期間の始まる月までの月数を12ヵ月ごとに1年とし、当該月数が12ヵ月に満たない月数があるときは1年を加算する。

（車両共済における修繕費）

第7条 基本業務規程第6条第2項及び総合業務規程第6条第2項に定める共済の目的を事故発生直前の状態に復するに必要な費用は、一般に行われている修繕方法により、社会通念上、合理的な程度に、外観及び機能を回復するのに要すると認められる費用をいう。

（第三者から回収金がある場合における損害額の評価）

第8条 第三者が評価した時価額が、車両見積価額を上回る場合においては、基本業務規程第9条及び総合業務規程第9条に規定する第三者からの回収がある場合の支払額の計算における「損害額」は、当該時価額により定める。

（被害者救済費用における被害者の損害の額）

第9条 基本業務規程第12条第4号及び総合業務規程第12条第4号に規定する被害者の損害の額は、損害賠償義務者が法律上の損害賠償責任を履行するうえで負担すべき額をいう。

（損害調査等費用の負担の申出）

第10条 共済委託団体は、基本業務規程第12条第5号及び総合業務規程第12条第5号並びに第6号に規定する費用の負担を本会に求めようとするときは、あらかじめ所定の申出書を本会へ提出する。

(損害調査等費用の負担の同意)

第11条 前条の申出事由が次の各号に掲げる事案の一に該当し、かつ、有益であると認めるときは、本会は同意する旨の書面をもって当該共済委託団体に通知する。

(1) 弁護士利用の場合

イ 訴訟、仲裁、和解又は調停（以下「訴訟等」という。）事案

(イ) 相手方が訴訟等の手続きを行った場合

(ロ) 共済委託団体が訴訟等の手続きを行う場合

ロ 弁護士依頼事案（裁判外の示談折衝）

(イ) 相手方に弁護士等の第三者が介入した場合

(ロ) 死亡又は傷害により高額損害賠償が予想される場合

(ハ) 事故と死亡、後遺障害又は傷害との間の因果関係について争いがある場合

(ニ) 後遺障害認定について争いがある場合

(ホ) 事故原因又は過失割合について争いがある場合

(ヘ) 示談交渉が長期化するなど、当事者間での解決が困難となっている場合

ハ 弁護士相談事案

(イ) 相手方の要求に対し妥当な損害賠償の範囲、損害賠償額又は過失割合について、あらかじめ判断が必要である場合

(ロ) 円満かつ適正な示談解決を行うために事故相談が有意義である場合

(2) 調査機関利用の場合

イ 事故原因調査事案

事故原因又は過失割合について争いがある場合

ロ 医療調査事案

(イ) 事故と死亡、後遺障害又は傷害との間の因果関係について争いがある場合

(ロ) 傷害の程度と診療内容又は診療期間との間の因果関係について争いがある場合

ハ 休業損害調査事案

収入、就労実態、休業期間、休業損害額等について争いがある場合

ニ その他本会が特に必要と認めた損害調査事案

(弁護士等の委任)

第12条 弁護士又は調査機関利用について本会の同意を得た共済委託団体は、弁護士又はあらかじめ指定する調査機関に委任する。ただし、本会の同意を得て委任された弁護士が調査機関による調査を必要とするときは、弁護士が調査機関に委任することができる。

(損害調査等費用の範囲)

第13条 弁護士を利用する場合に本会が負担する費用の範囲は、次のとおりとする。

(1) 弁護士費用

イ 着手金

ロ 報酬金

ハ 旅費、日当、宿泊費等の費用

ニ 鑑定料その他の費用

ホ 事故処理の相談料

(2) 裁判所に納める費用

第14条 調査機関を利用する場合に本会が負担する費用の範囲は、次のとおりとする。

(1) 調査料、鑑定料その他の費用

(2) 旅費、日当、宿泊費等の費用

(無免許又は無資格運転による免責)

第15条 基本業務規程第17条第2号及び総合業務規程第23条第2号に規定す

る法令は、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）及び労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）とする。

2 基本業務規程第17条第3号及び総合業務規程第23条第3号に規定する薬物等には、麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーの他、いわゆる危険ドラッグとされる薬物を含み、医師から処方された薬物、薬局で市販されているかぜ薬等は含まない。

（損害賠償共済における免責）

第16条 基本業務規程第19条第3号及び総合業務規程第25条第3号に規定する共済委託団体の職員は、地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）に定める一般職の職員とする。

（予託申込みによる本会の支払責任開始の特例）

第17条 基本業務規程第21条第2項及び総合業務規程第27条第2項の規定にかかわらず、自然災害等により直ちに共済委託契約を予託申込み当日に成立させる必要があるときは、予託申込みの意思表示が本会に到達した時に、共済委託契約が成立したものとみなすことができる。

（自動車登録番号の読み替え）

第18条 基本業務規程第21条第3項及び総合業務規程第27条第3項の規定中に「自動車登録番号」とあるのは、軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては「車両番号」と、原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては「標識番号標」と、構内で使用する自動車等で無登録自動車にあつては「車台番号」と読み替える。

（共済基金分担金の端数切捨て）

第19条 基本業務規程第23条第2項並びに第3項及び総合業務規程第29条第2項並びに第3項により計算した共済基金分担金の額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。ただし、計算の結果が1円に満たない場合は1円（最低共済基金分担金額）とする。

（共済基金分担金の納入遅延について理事長があらかじめ認める事由）

第20条 基本業務規程第23条第5項及び総合業務規程第29条第5項に定めるやむを得ないものとして、以下の場合は理事長があらかじめ認める。

(1) 共済委託団体における事務処理において、払込期日までに共済基金分担金の支払いができない特別な理由がある場合

(2) 震災その他の緊急事態が発生し、共済基金分担金の支払いが遅延する場合
(共済委託申込書の返却)

第21条 基本業務規程第24条及び総合業務規程第30条に規定する共済委託申込の重複が、共済委託申込書を受け付けた場合に判明したときは、本会は、共済委託団体に取消処理をする旨の書面をもって通知し、共済委託申込書を共済委託団体に返却する。

(失効又は異動の事実が発生したときの証明の方法について)

第22条 基本業務規程第25条第1項に規定する失効又は同規程第27条第1項に規定する異動及び総合業務規程第31条第1項に規定する失効又は同規程第33条第1項に規定する異動の事実の発生を証明するものとして、共済委託団体は自動車登録番号、取得年月及び取得価額が明記された財産を管理する台帳等(以下「財産管理台帳」という。)を提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合には、その事実を証明できる書類に代えることができる。

(共済委託契約の解除)

第23条 基本業務規程第26条第2項及び総合業務規程第32条第2項に規定する既経過期間は、共済期間始期日から本会が共済委託団体からの解除の通知を受けた日までの期間とする。

(自動車取得後の価額増加)

第24条 共済委託契約締結後において、大規模の改修又は特別な装備が加えられ、委託自動車の価額が著しく増加した(自動車の取得価額の100分の10又は10万円のいずれか高い額を超える価額に増加したことをいう。)と認められるときは、共済委託団体は、基本業務規程第27条第1項及び総合業務規程第33条第1項の規定にかかわらず、適正な価額を見積り、当該自動車の車両見積価額として異動しなければならない。

2 前項の規定により車両見積価額を算出するにあたっては、価額が増加する前の車両見積価額に、第3条及び第5条の「取得価額」を「増加額」と読み替えて算

出した額を加えた額とする。

(未修理状態にある共済委託車両の異動について)

第25条 基本業務規程第6条第3項及び総合業務規程第6条第3項に規定する全損となった自動車を修繕しないまま継続して使用する場合は、共済委託団体は、基本業務規程第27条第1項及び総合業務規程第33条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の共済責任額を第3条第1項から第3項に規定する最終残価額又は第4条に規定する基準責任額のいずれか高い額に異動しなければならない。

(災害時における自動車の貸与に係る取扱い)

第26条 自然災害等による被災自治体の支援として、国、都道府県若しくは全国市長会からの要請又は広域的協定、自治体間協定等に基づき、他の団体に共済委託自動車を貸与した場合には、基本業務規程及び総合業務規程の「共済委託団体」とあるのは、貸与先の自治体を含むものとして取り扱うことができるものとし、その事務の取扱いについては、別に常務理事が定める。

(施行に関し必要な事項)

第27条 この細則の施行に関し必要な事項は、常務理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 車両見積価額算定方法に関する細則（平成16年8月5日付業第14号）及び損害調査等費用の取扱いに関する細則（平成24年10月15日付業第27号）は、廃止する。
- 3 この細則施行の際、この細則による改正前の細則に基づいて締結した共済委託契約で、共済期間の満了しないものについては、なお、従前の例による。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年1月1日から施行する。